

業務仕様書（案）

1 委託業務名：令和6年度情報発信力強化支援業務

2 委託期間：契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額 6,877,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

(2) 積算内訳

積算の費目は、次のとおりとすること。

- ① 人件費
- ② 直接経費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）
- ③ 一般管理費（（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。）
- ④ 消費税

4 業務の目的

県民生活に深く関わる「県政（※）」について、県民の「理解」と「参画」、県外・国外在住者の「興味・関心」を得るためには、本県の取組を、多角的視点でタイムリーかつスピーディーに、分かりやすく発信することが重要である。

知事や副知事の活動を通じて見えてくる県政の主要な取組を、SNS等を活用して効率的・効果的に情報発信するため、その手法や運用について外部からの評価及び支援を得ることを目的に業務委託を行う。

※今年度は「沖縄の平和行政」、「地域外交」、「多文化共生社会の構築」、「高齢者支援」等に関する取組を重点的に発信することを想定。

5 業務内容

(1) 広報アドバイザー業務

アドバイザーを配置し、以下の業務を行うこと。

① SNSの運用に関する支援

特命推進課が運用するSNSについて、リーチ数やフォロワー数等の増加に向けた情報発信の手法及び内容等に関し、県民や一般事業者の目線に立った

評価及びその改善のための実効的な支援を行うこと。

【参考 1】 特命推進課 Facebook

<https://www.facebook.com/沖縄県庁特命推進課-101098179264076/>

【参考 2】 特命推進課 Instagram

https://www.instagram.com/pref.okinawa_tokumei?igsh=em50aWduYXJkaXc0&utm_source=qr

【参考 3】 沖縄県特命推進課 SNS アカウント運用ポリシー

https://www.pref.okinawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/562/sns_policy.pdf

- ② 県政全般に関する情報発信やリスクコミュニケーション等に関する助言
県からの相談事項（①以外の案件で、都度調整）に対して対面、オンライン、メール、電話により対応すること。

【想定される相談事項の例示】

知事定例会見、県広報（web サイト・番組・広報誌など）、個別事業の情報発信に係るもの等

（2） SNS のサンプルコンテンツ・テンプレートの制作業務

特命推進課の過去の SNS 投稿等の素材を基に、国内だけでなく世界のウチナーンチュをはじめとする国外への発信も想定した SNS の各サンプルコンテンツとテンプレート（簡易マニュアルを含む）を作成すること。

サンプルコンテンツ・テンプレートは、特命推進課が運用する SNS のリーチ数・フォロワー数等の増加に向け、今後投稿するコンテンツの参考とし、または実際に活用することを想定しているため、他自治体等の優良事例や、注目を集め話題となった投稿の特徴・テンプレートデザインを分析し、その分析結果を加味したうえで作成すること。

なお、活用する SNS は上記 4 つ（Facebook、Instagram、X、TikTok）を想定しているが、合理的な理由により省略するものもある。

（3） SNS 広告配信等によるアカウント周知業務

新規フォロワーの獲得に向けた広告配信・運用を行い、効果の分析と報告を行うこと。

（4） Web サイト等からの情報収集業務

以下の作業工程について、既存のサービス等を活用して自動化する仕組みを構築（業務期間内に試行、改善を繰り返し、仕組みを構築していくことを想定）し、

簡易な作業マニュアルを作成すること。なお、作業工程は想定であり、追加、変更されることもある。

【自動化を想定している作業工程】

- 1) 信用のある国内外のメディアの Web サイトや SNS 投稿から、任意で設定するキーワードを含む記事等を収集。記事が外国語の場合は日本語に翻訳
- 2) 収集した記事の要約版を作成（4～5文程度）
- 3) 記事の原文（翻訳全体）、要約版、ソース（URL）の一覧表の作成

＜留意事項＞

作業工程の自動化は、県のネットワーク環境下で実行することを想定している。ネットワーク環境は契約後、必要に応じて情報共有するため、企画提案の段階では一般的な自治体三層分離したネットワーク環境下で実行可能な手法のイメージを提案すること。

※沖縄県においては三層分離の α モデルを採用している

(5) その他情報発信強化に関する業務

本事業の目的に沿った自由提案（例：県が通常行う投稿とは趣向を変えた特別テーマの提案による投稿内容の企画・運用など）に基づく業務のうち、県と調整のうえ合意に至った業務を実施すること。

6 成果物

本委託業務の成果物として、以下を提出することとする。

- (1) 5で作成した資料一式（総括的な事業実績報告書含む）
- (2) (1)の電子データ
- (3) その他県が必要と認める書類等

7 その他

- (1) 作業の内容について疑義が生じた時は、発注者・受注者両者はその都度、状況の報告や確認を求めることができるものとする。
- (2) 委託業務を進めるために必要な資料については、契約締結後、受注者の求めに応じて、貸与または提供する。また、受注者は貸与または提供された資料の取り扱いに十分注意を払うこと。
- (3) 受注者は、発注者の許可なく本委託業務で知り得た情報・資料等を、第三者に提供・開示または漏洩してはならない。
- (4) 以下に定める「主な業務」については、第三者に委任し、又は請負わせては

ならない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<主な業務>

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指揮監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

(5) 契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」に示したものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

<簡易な業務>

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

(6) 委託業務の実施に際しての詳細な事項については、発注者・受注者両者で協議のうえ決定する。

(7) 本委託業務の完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。

(8) 本委託業務にかかる成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。

成果物において第三者との間で知的財産権に関する紛争等が発生した場合又はその恐れがある場合、事業者が一切の責任と費用においてこれら进行处理し、沖縄県に影響を与えないものとし、万一、沖縄県に損害が生じた場合は当該損害を補償するものとする。

(9) 本仕様書に記載の業務内容は、本企画提案公募に当たり仮に設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは内容が異なる場合がある。